

登録教習機関の公示について（業務の廃止）

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第49条による業務の廃止として労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	山形職業能力訓練センター
登録教習機関の住所	山形県山形市あけぼの2-1-1
代表者の職氏名	センター長 関原 隆男
廃止する講習及び登録番号	ボイラー実技講習 第2号
廃止年月日	令和8年4月1日

令和8年5月11日

山形労働局長

